請求の趣旨は、

Ⅰ．被告・国は自ら、またはアメリカ合衆国軍隊をして原告らのために(1)厚木海軍飛行場において、毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の飛行機を離着陸させてはならず、かつ一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。(2)同飛行場の使用により、毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの居住地に65ホーン以上の航空機騒音を到達させてはならない。

Ⅱ．被告・国は原告らに対し、総額2億7800万円並びにこれに対する本訴状送達の翌日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払え。

Ⅲ．被告・国は原告らに対し、1976(昭和51)年9月以降、(1)毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の航空機騒音、ならびにエンジン作動の騒音がなくなるまで。(2)その余の時間帯において、原告らの居住地に65ホーンを超える一切の航空機騒音で到達しなくなるまで、毎月2万3000円の割合による金員を当該月の末日ごとに支払え。

Ⅳ．訴訟費用は被告・国の負担とする。